補助金の考え方及び、今後のスケジュールについて

１　災害復旧費の補助金について

1. 対象施設は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受けた施設です。
2. 当該補助金は、基本的には、被災した建物を復旧するための補助金のため、備品等は対象となっておりません。

なお、建物と一体的な設備（排水・給水設備・空調設備など）は対象となる場合があります。

1. 施設が水没した、屋根が破損したなど大規模な工事が予見される場合は、事前に当課にご連絡をお願いします。
2. 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書には、被災箇所が分かる図面、写真、見積書を添付いただけますようお願いします。

※見積は、できる限り、３者から徴取してください。なお、複数者見積もりを徴収した場合はすべて添付してください。

※写真については**裏 面**を参照してください。

1. 補助金の対象となる被害は災害復旧費の所要額が「40万円以上」の場合です。また、補助金は対象となる復旧所要額の最大「３/４」です。

例：復旧所要額が４0万円の場合、最大３0万円の補助金が交付されます。

1. 協議後に実地調査（査定）を行いますが、この実地調査において補助対象であるか確定するため、それまで交付の有無や金額は固まりません。

２　補助の流れについて

　(１)横浜市へ、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書を提出

※　施設が水没した、屋根が破損したなど大規模な工事が予見される場合は、事前に当課に

ご連絡をお願いします。

(２)関東信越厚生局・関東財務局による実地調査（査定）

※実地調査に被災状況を証明できるよう、横浜市から各施設へ日程調整のご連絡いたします。

(３)　交付申請

　(４)　工事完了後、支払、確定

（参考）

○協議対象及び対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設 | 施設整備 |
| 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園 | 災害復旧費の所要額が４０万円以上 |

※　１か所の定義は、同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に存在するものを１か所という。

○　対象

　　暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた

　　「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」

　　（昭和59年９月７日蔵計第2150号）別表１の施設

**被災状況の写真について**

　　　被災施設については、災害査定をまたずに復旧しても差し支えありません

ただし、被災状況の写真は、今後、災害復旧事業の実地調査（査定）において、被害状況を説明いただく際の重要な資料となりますので、当該被災部分について、下記を事例を参考に念入りに撮影、記録をしておいて下さい。

（例１)　被災箇所を多面的に撮影する、その長さ、広さがわかるよう、物差しを被災箇所に並べて撮影するなどで、被害内容・規模を明確にする。

　　（例２）ガラスが１００枚割れていれば、その１００枚の被害状況がわかるよう、撮影する。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておいて下さい。

（例３）豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいため、注意して下さい。具体的に

は床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工

事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくにため、適用除外となる

こともあります。そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一緒

に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残し

ておく。